

事業計画概要説明書

1. 占用の内容

2. 占用の理由

3. 工事の方法

(1) 施工方法

(2) 工程

(3) 通行規制

あり ・ なし

片側交互通行 ・ 全面通行止め ・ その他規制 ()

4. その他必要事項

(記入例)

事業計画概要説明書

1. 占用の内容

※申請する内容（行為の種類、数量等）を記載する。

記載内容は、申請書表紙に記載する内容を補足するものであり、複雑な場合等は別紙とする。

例1： 県道西側法面にコンクリート基礎（500×500mm）を設け、看板（1000×1000mm）を設置する。

例2： 県道歩道部に排水管（ヒューム管φ300mm）を埋設設置する。

例3： 県道上にケーブルを横断設置する。なお、高さは5m以上を確保とする。

2. 占用の理由

※道路占用を許可する基準の原則は「道路敷地内以外に設けることが不可能な場合」のみが対象であることを十分認識し、その必然性もしくはやむを得ない理由を明確に説明すること。

また、必要に応じ概略図を使用する。

例1： ○○を新設するに際し、敷地排水施設が必要となるが、排水先は県道北側の□□川であることから、県道の地下に排水管を埋設する必要がある。

例2： 設置する看板は、△△館の経路を示すものであり、県道利用者から確認できる位置に設ける必要があるが、周辺敷地は農地であり、耕作の妨げになることから地権者の同意が得られず、やむを得ず県道敷に設置するものである。

例3： ○○地区は電波受信状態が悪い地域であり、テレビ共同アンテナにより有線配信を実施しており、地域の各世帯へ配信するためには、県道を横断する必要がある。

また、有線の県道横断を行うため、県道両側に支柱を設ける必要があるが、民地部へ支柱を設けた場合、有線に使用するケーブルの強度が不足するため、県道路肩外側へ支柱を設けざるを得ない。

3. 工事の方法

(1) 施工方法

※申請書本文中へは、請負または直営施工の別を記載し、本項には、その具体的内容を記載するものとするが、請負施工を行う場合で、詳細な施工方法等が未確定な場合は、その旨を記載（例1）するものとする。

※詳細な施工方法が、本項内に記載しきれない場合は、別紙としてもよい。また、場合によっては「概略図」を用いて施工手順等が判読しやすいものとする。

（概略図は別紙としてもよい）

例1： 現在、請負先選定中であり、具体的な施工方法については、請負先が決定次第別途提出し、協議を行う。

例2： 施工は、県道側にバックホウを設置し、床堀を行った後、基礎構築、埋戻し、本体を設置する。

例3： 県道に建柱機を設置し、直接掘削～建柱を行った後、高所作業車を使用し電線を取り付ける。

(記入例)

(2) 工程

※工程は、長期間及び複数工種が存在し、文書での説明が煩雑となる場合は、別紙として記載すること。

例1：平成〇〇年□□月△△日～平成●●年■■月▲▲日・・・施工が単純な場合

例2：◇◇工――平成〇〇年□□月△△日～平成●●年■■月▲▲日

◆◆工――平成〇〇年□□月△△日～平成●●年■■月▲▲日

▽▽工――平成〇〇年□□月△△日～平成●●年■■月▲▲日

例3：別添工程表のとおり・・・・・・・・・・・・・・・・・・施工が複雑な場合

(3) 通行規制

※本欄には、申請を行う道路の通行規制の有無及び接続する県管理道路の通行規制について記載することとする。（市道等その他の道路については「4項」に記載のこと）

※施工に伴い道路の通行規制を行うか否かを記載するとともに、その規制の種類を記載するものとする。（該当部箇所を○で囲む）

なお、通行規制を行う場合は、本申請の許可後（許可後直ちに施工を行う場合は担当者と協議し許可前提出とすることができる）において、県に対し通行規制の許可（道路法）を申請するとともに、道路使用許可（道路交通法）を管轄する警察署へ申請しなければならない。

※ここで言う通行規制とは、幅員減少及び歩道通行制限も含むものとする。

記入例

あり

なし

片側交互通行 ・ 全面通行止め ・ その他規制（ ）

4. その他必要事項

※申請案件に関連し、別途許認可を受けている内容があれば、その概要（法律名、許可年月日、許可番号、許可期限等）を記載し、必要に応じて写しを添付すること。

なお、その案件が申請中（未申請を含む）である場合には、その旨を記載すること。

例えば、上記「3-(3)」に該当しない他の道路の通行規制や河川兼用道路部における河川法の許可等がこれにあたる。

※申請者と施工者（請負者）が異なる場合などは、その施工者（請負者）名及び連絡先を記載する。やむを得ず申請書本文中の担当者と異なる担当者となる場合にもその理由を付して連絡先、担当者名を記載する。

※占有する物件について、今後管理者が変更となることが明らかな場合（地位承継）にはその旨を記載する。

また、その経緯等の根拠（協議書等）がある場合には、必ず添付すること。

※その他、申請に関連し、他の項に該当しない内容について記載する。